

北上地区消防組合消防本部表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月12日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第9号

北上地区消防組合消防本部表彰規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防本部表彰規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防本部表彰規則（平成4年北上地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(表彰の内申及び時期)</p> <p>第4条 <u>署長</u>は、第2条に該当するものがあると認めるときは、その都度別記様式により、消防長に内申するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選考)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 選考委員は、消防次長、<u>課長及び室長</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(表彰の内申及び時期)</p> <p>第4条 <u>消防署長</u>は、第2条に該当するものがあると認めるときは、その都度別記様式により、消防長に内申するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(選考)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 選考委員は、消防次長<u>及び課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。